2012~2014 年度に太陽光発電設備の FIT 認定を取得された発電事業者さまへ

平素は、当社事業に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、資源エネルギー庁の再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会での議論内容やそれを受けて実施されたパブリックコメントの公示(2018年12月5日)結果等を踏まえ、系統連系工事着工申込書のご提出について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 本お知らせの対象

本お知らせ時点(2019年1月7日)で運転(売電)を開始していない10kW以上の太陽光発電 設備のうち、2012~2014年度に認定を受け、2016年7月31日までに接続契約を締結、または 同日までに接続の同意を得ている発電事業者さま

- ※ 上記に当てはまる発電事業者さまであっても、本制度改正に係る法令の改正の施行日までに運転を開始した場合等、系統連系工事着工申込書の提出有無にかかわらず結果的に本制度改正の対象外となることがあります。この場合も、提出いただいた系統連系工事着工申込書は受領され、原則として返却いたしません。
- ※ 本制度改正により、調達価格や運転開始期限の取扱いが、系統連系工事着工申込書を当 社が受領した日に応じて変わることとなります。詳細については以下の経済産業省(資源 エネルギー庁)HP をご覧ください。
 - ・<u>FIT 制度における太陽光発電の未稼働案件への新たな対応を決定しました</u> (2018 年 12 月 5 日経済産業省ニュースリリース)
 - ・<u>事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応に係る詳細運用等について</u> (2018年12月 21日資源エネルギー庁からのお知らせ)

2 提出様式など

(1) 提出様式

別紙1にある様式をご使用ください

- ※ 様式に記載された申込要件・同意事項をご確認の上、必要事項をご記入ください。
- ※ 本制度改正に伴う調達価格の変更や運転開始期限の設定の適用除外対象となる場合は、経済産業局から発行された適用除外確認書の写しをあわせて提出いただく必要がございます。詳細は「4 開発工事本格着手済み大規模案件の取扱い(2MW以上)」をご確認ください。
- ※ 提出様式は送配電事業者ごとに異なります。別紙1以外の様式でお申込みいただいた 場合は、不受理となりますのでご注意ください。また、別紙1で当社以外の送配電事

業者への申請を行うことはできませんのでご注意ください。

(2) 提出先

<東京電力エナジーパートナー株式会社(2016年3月31日までの旧東京電力株式会社)と 特定契約を締結している場合>

発電設備の電圧別に以下のとおりとなります。

<低圧の発電設備の場合>

東京電力パワーグリッド(株)

多摩総支社内 FIT 受付センター

(住所: 〒192-0071 東京都八王子市八日町8番1号)

※ 上記センターは東京電力エナジーパートナーの業務受託先となっております

<高圧以上の発電設備の場合>

東京電力エナジーパートナー(株)

法人のお客さまサポートセンター FIT 管理チーム

(住所:〒105-0021 東京都港区東新橋2丁目3番17号 モメント汐留9階)

<上記以外の買取事業者と特定契約を締結している場合>

特定契約を締結している買取事業者にお問い合わせください。

※ 特定契約を締結している買取事業者を介して提出いただくこととなります。発電事業者さまから買取事業者への具体的な提出先・提出方法については、各買取事業者にお問い合わせください。

(3) 提出方法

- (2) に記載の提出先に郵送にてご提出ください
- ※ 提出に係る郵送費用は、提出者のご負担となります
- ※ (1)以外の書類は同封しないでください。(1)以外の書類を送付された場合、ご返却いたしません。

3 現在の認定にもとづく調達価格の適用を希望される場合のご提出期限

(1) 太陽光 (10kW 以上 2MW 未満) の場合

買取事業者を介して、遅くとも 2019 年 2 月 1 日までに、系統連系工事着工申込書をご提出 ください(当日消印有効)。

上記期限を過ぎた場合(工事費負担金の支払が行われていない場合や、記載不備があった場合を含む)は、当社による受領が本制度改正に係る法令の改正の施行予定日(2019年4月1日)以降となり、調達価格が変更となりますので、あらかじめご了承ください。

(2) 太陽光 (2MW以上の場合)

買取事業者を介して、2019年8月末までを目途(ご提出期限は後日公表いたします)に、

系統連系工事着工申込書をご提出ください。

- (3) 太陽光 (10kW 以上、且つ条例に基づく環境アセスメント対象)
 - (1)(2)にかかわらず、買取事業者を介して、<u>2020年2月末までを目途(ご提出期限</u>は後日公表いたします)に、系統連系工事着工申込書をご提出ください。
- ※ 上記のご提出期限までに系統連系工事着工申込書を提出しない場合であっても、当社に よる系統連系工事を希望される際には系統連系工事着工申込書の提出が必要となります。

4 開発工事本格着手済み大規模案件の取扱い(2MW以上)

上記「1 本お知らせの対象」に該当する方のうち、開発工事に真に本格着手済みであることが公的手続によって確認できるものに限り、適用される調達価格の変更及び運転開始期限の設定を適用しないこととする旨の例外措置が設けられています。具体的な内容及び適用対象につきましては、2018年12月5日付の経済産業省ニュースリリース「FIT制度における事業用太陽光発電の未稼働案件への新たな対応について(修正点の概要)」をご確認ください。

当該例外措置を希望する場合、系統連系工事着工申込書に加え、経済産業局から発行された適用除外確認書の写しをあわせて提出いただく必要がございます。当該確認書の取得方法につきましては、2018年12月27日付の資源エネルギー庁からのお知らせ「<u>事業用太陽光発</u>電の未稼働案件の適用除外に係る詳細運用等について」をご確認ください。

5 留意事項

(1) 本お知らせの「受領」とは、工事費負担金のお支払いが完了し^{*}当社に系統連系工事着工 申込書が届くことを指します。3のご提出期限までに系統連系工事着工申込書をご提出い ただいたとしても、記入漏れ、書類に不備がある場合、および工事費負担金のお支払いが 完了していない等の申込要件を満たしていない場合、改めて、系統連系工事着工申込書を ご提出していただきますので、記入例および申込要件をご確認いただき、申込要件を満た し、同意事項にご同意いただいた上で、期日に余裕をもってご提出いただくようお願いい たします。

また、改めて系統連系工事着工申込をご提出していただいた日が、3のご提出期限を超えた場合は、本制度改正に係る法令の改正の施行予定日(2019年4月1日)以降の受領となり、調達価格が変更となりますので、あらかじめご了承ください。

なお、事業承継等で、お客さま(発電事業者さま)の住所・名称等が変更になった場合は、本申込に先立ち、買取事業者および国への変更手続きをお願いいたします。

- ※ 「工事費負担金のお支払いが完了」とは、当社からの請求に応じた本工事に係る工事 費負担金のお支払いが完了していること(たとえば50kW未満の太陽光発電設備の場合、 当社が個別にご案内しているお支払期日までにお支払いが完了していること)を当社が 確認したことをいいます。
- (2) 系統連系工事着工申込書の受領後、運転開始前に発電事業計画の変更認定申請を行った場合、改めて系統連系工事着工申込書を当社へご提出いただく必要がございます。この時、

調達価格は、改めてご提出いただいた系統連系工事着工申込書の受領日により判定されますので、あらかじめご了承ください。

(3) 不備の内容(例)

例として、下記に該当する場合は不備として取り扱うこととします。

- ・当社 HP に掲載している「系統連系工事着工申込書」様式以外の様式(例:資源エネルギー庁 HP 「なっとく!再生可能エネルギー」掲載の様式)を使用している場合。
- ・申込日の記入が無い場合。
- ・系統連系工事着工申込書の必要事項「<発電事業者>住所・事業者名」・「<対象設備> 申込番号・FIT 認定設備 ID・FIT 認定発電出力・設備の所在地」について、受給契約申込 時の申込内容といずれか一つでも合致しない場合。
- ・系統連系工事着工申込書の必要事項「<本申込に係る連絡先>法人等名称・郵便番号・ 住所・ご担当者名・電話番号・メールアドレス」のいずれか一つでも記入が無い場合。
- ・系統連系工事着工申込書の印鑑の押印(シャチハタ・私印可)が無い場合。
- (4) 系統連系工事着工申込書の受領日は、当社が系統連系工事着工申込書の記入内容を確認した後にお知らせします。
- (5) 本お知らせの対象となる太陽光発電設備は、2のご提出期限までに系統連系工事着工申込書を提出しない場合であっても、当社による系統連系工事を希望される際には系統連系工事着工申込書の提出が必要となります。
- (6) 本申込に伴い発生した不利益について、当社は一切補償を行いませんので、あらかじめご 了承ください。

以上

系統連系工事着工申込書

古古年	* ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・			
	記力パワーグリッド株式会社	御中		
<発電	事業者>			
	住所			
	事業者名		印	
<対象	設備>			
	申込番号(「接続契約のご			
	案内」等に記載)			
	FIT 認定設備 ID			
	FIT 認定発電出力(kW)			
	設備の所在地			
<本申	込に係る連絡先>			
	法人等名称			
	郵便番号			
	住所			
	ご担当者名			
	電話番号			
	メールアドレス			
<事業	の実施に必要な許認可等への	D該当>		
	以下に該当する場合は、チェックボックスに☑(チェック)を入れてください。			
	□ 本件対象設備に係る事業は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農業振興地域整			
	計画の変更(農掘除外)または農地法(昭和27年法律第229号)に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要で			
	□ 本件対象設備に係る事業は、条例に基づく環境影響評価の対象となっている			
	□ 本件対象設備に係る事業/	□ 本件対象設備に係る事業は、森林法(昭和26年法律第249号)に基づく林地開発の許可が必要である		
	※上記に該当しない場合はチェックを入れる必要はございません。なお該当する・しないに関わらずチェックの有無にて経済産業省に情報提供いたします。			

<適用除外への該当>

FTT 認定発電出力が 2,000kW 以上の場合で、以下のいずれかに該当する場合は、チェックボックスに☑ (チェック) を入れてください。また、経済産業省が発行した確認書類の写しを必ず併せて添付してください。
□ 適用除外①に該当すること (2018 年 12 月 5 日 0 時時点で、電気事業法第 48 条第 1 項に基づく工事計画届出が既に不備なく受理されていること) について、経済産業省の確認を受けた
□ 適用除外②に該当し得ること (2018 年 12 月 5 日 0 時時点で、既に林地開発許可を取得し林地開発行為着手届出が不備なく受理されていること (林地開発の許可が不要な事業の場合は、2018 年 12 月 5 日 0 時時点で既に開発工事に本格着手していることが法令に基づく公的手続によって客観的に証明できること)) について、経済産業省の確認を受けた ※上記のいずれにも該当しない場合はチェックを入れる必要はございません。なお該当する・しないに関わらずチェックの有無について経済産業省に情報提供いたします。

※太枠線内にご記入・押印ください。

上記の発電事業者(「以下、甲」)は、以下の申込要件を満たしておりますので、以下の同意事項に同意のうえ、東京電力パワーグリッド株式会社(「以下、乙」)に対し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号「以下、再エネ特措法」)第9条第3項の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続するための工事の着工を申し込みます。

【申込要件】

- 1. 本申込時点において、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原を取得済みであること
- 2. 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更 (農掘除外) または農地法に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要な場合は、本申込時点において、必要な当該変更、当該許可の取得または当該届出の受理がいずれも不備なく済んでいること
- 3. 条例に基づく環境影響評価が必要な場合は、本申込時点において、評価書の公告・縦覧が終了していること
- 4. 森林法に基づく林地開発の許可が必要な場合は、本申込時点において、当該許可を得ていること
- 5. 本申込時点において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号) 附則第 4条第2項の規定(準用される場合を含む)に基づき電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する 省令(平成28年経済産業省令第84号) 附則第6条第2項に規定する事業計画書(みなし認定の事業計画書)を経済産業大臣に提出済みであること
- 6. 本申込時点において、乙からの請求に応じた本工事に係る工事費負担金の支払いが済んでいること

【同意事項】

- a. 本申込を甲が提出した後に、上記【申込要件】および本申込への記載内容について、事実と異なる部分があることが判明した場合、改めて系統連系工 事着工申込を行うこと、また、事実と異なる部分があることが受給開始後に判明した場合は、受給開始日に乙が改めて系統連系工事着工申込を受領し たものとみなすこと
- b. 本申込を甲が提出した後に、受給開始日以前に再エネ特措法第 10 条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定を申請した場合、改めて系統連系工事着工申込を行うこと
- c. 上記aまたはbに基づき改めて系統連系工事着工申込を行わなければならないにもかかわらず、甲がこれを行わない場合は、受給開始日に乙が改めて 系統連系工事着工申込を受領したものとみなすこと
- d. 系統連系が完了した日によって、受給開始日が再エネ特措法その他関係法令に定める運転開始期限日を超過する等、甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと。
- e. 乙が経済産業省に対し本申込みに関する情報を提供することを承諾すること、および、当該提供に伴って甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと

以上

【乙使用欄】 (扱い者)

受領日 : 年 月 日 系統連系開始予定日: 年 月 日^{※1 ※2} □ 別途お知らせいたします。^{※2}

- ※1 上記の「系統連系開始予定日」は、実際の系統連系に係る工事予定日等とは異なるものであり、実際に連系される送配電設備の状況等により変わり得るため、当社として当該予定日までの系統連系をお約束するものではないことにご留意ください(本申込の受領にあわせて「系統連系開始予定日」を設定することにより買取価格が決定するとされていることから、機械的に「系統連系開始予定日」を設定しております)。
- ※2 既に運転開始までの工程調整が完了している場合をのぞき、本申込とは別に工程調整のためのご連絡をいただきますようお願いいたします。

【ご記入例】黄色部分に必要事項をご記入ください。

※ 熱でインクが消えるボールペンやシャープペンシル・鉛筆など記載内容が 消える筆記用具のご使用はお控え願います。 本書申込日をご記入ください。

系統連系工事着工申込書

東京電力パワーグリッド

受給契約上の住所・事業者名と同一のものとしてください。

 <発電事業者>
 COMMODITION OF BUTTON OF BUTTON

<対象設備>

<本申込に係る連絡先>

法人等名称	○○株式会社
郵便番号	000-0000
住所	○○県○○市○○ ○丁目 ○番地
ご担当者名	00 00
電話番号	000-000-0000
メールアドレス	<mark>○○@○○.œ.jp</mark>

<事業の実施に必要な許認可等への該当>

以下に該当する場合は、チェックボックスに☑(チェック)を入れてください。

- □ 本件対象設備に係る事業は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)に基づく農業振興地域整備 計画の変更(農振除外)または農地法(昭和27年法律第229号)に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要である
- □ 本件対象設備に係る事業は、条例に基づく環境影響評価の対象となっている
- 本件対象設備に係る事業は、森林法(昭和26年法律第249号)にず ※上記に該当しない場合はチェックを入れる必要はございません。なお記 て経済産業省に情報提供いたします。

適用除外に該当する場合は、経済産業局から発行された適用除外確認書の写しをあわせてご提出ください。

<適用除外への該当>

FIT 認定発電出力が 2,000kW 以上の場合で、以下のいずれかに該当する場合は、チェックボックスに☑ (チェック) を入れてください。また、経済産業省が発行した確認書類の写しを必ず併せて添付してください。

- □ 適用除外①に該当すること (2018 年 12 月 5 日 0 時時点で、電気事業法第 48 条第 1 項に基づく工事計画届出が既に 不備なく受理されていること) について、経済産業省の確認を受けた
- □ 適用除外②に該当し得ること(2018年12月5日0時時点で、既に林地開発許可を取得し林地開発行為着手届出が不備なく受理されていること(林地開発の許可が不要な事業の場合は、2018年12月5日0時時点で既に開発工事に本格着手していることが法令に基づく公的手続によって客観的に証明できること))について、経済産業省の確認を受けた※上記のいずれにも該当しない場合はチェックを入れる必要はございません。なお該当する・しないに関わらずチェックの有無について経済産業省に情報提供いたします。

※太枠線内にご記入・押印ください。

上記の発電事業者(「以下、甲」)は、以下の申込要件を満たしておりますので、以下の同意事項に同意のうえ、東京電力パワーグリッド株式会社(「以下、乙」)に対し、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号「以下、再エネ特措法」)第9条第3項の認定を受けた再生可能エネルギー発電設備と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路とを電気的に接続するための工事の着工を申し込みます

必ずご確認いただき、申込要件をすべて満たし、すべて の同意事項に同意いただいた上でご提出ください。

【申込要件】

- 1. 本申込時点において、再生可能エネルギー発電設備を設置する土地の使用の権原を取得済みであること
- 2. 農業振興地域の整備に関する法律に基づく農業振興地域整備計画の変更 (農振除外) または農地法に基づく農地転用の許可もしくは届出が必要な場合は、本申込時点において、必要な当該変更、当該許可の取得または当該届出の受理がいずれも不備なく済んでいること
- 3. 条例に基づく環境影響評価が必要な場合は、本申込時点において、評価書の公告・縦覧が終了していること
- 4. 森林法に基づく林地開発の許可が必要な場合は、本申込時点において、当該許可を得ていること
- 5. 本申込時点において、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律(平成28年法律第59号) 附則第 4条第2項の規定(準用される場合を含む)に基づき電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則の一部を改正する 省令(平成28年経済産業省令第84号) 附則第6条第2項に規定する事業計画書(みなし認定の事業計画書)を経済産業大臣に提出済みであること
- 6. 本申込時点において、乙からの請求に応じた本工事に係る工事費負担金の支払いが済んでいること

【同意事項】

- a. 本申込を甲が提出した後に、上記【申込要件】および本申込への記載内容について、事実と異なる部分があることが判明した場合、改めて系統連系工 事着工申込を行うこと、また、事実と異なる部分があることが受給開始後に判明した場合は、受給開始日に乙が改めて系統連系工事着工申込を受領し たものとみなすこと
- b. 本申込を甲が提出した後に、受給開始日以前に再エネ特措法第 10 条第1項の規定による再生可能エネルギー発電事業計画の変更の認定を申請した場合、改めて系統連系工事着工申込を行うこと
- c. 上記aまたはbに基づき改めて系統連系工事着工申込を行わなければならないにもかかわらず、甲がこれを行わない場合は、受給開始日に乙が改めて 系統連系工事着工申込を受領したものとみなすこと
- d. 系統連系が完了した日によって、受給開始日が再エネ特措法その他関係法令に定める運転開始期限日を超過する等、甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと。
- e. 乙が経済産業省に対し本申込みに関する情報を提供することを承諾すること、および、当該提供に伴って甲に損害が生じた場合に、乙に対し補償を求めないこと

以上

【乙使用欄】 (扱い者)

受領日 : 年 月 日 系統連系開始予定日:□ 年 月 日^{※1,26}

□ 別途お知らせいたします。※

- ※1 上記の「系統連系開始予定日」は、実際の系統連系に係る工事予定日等とは異なるものであり、実際に連系される送配電設備の状況等により変わり得るため、当社として当該予定日までの系統連系をお約束するものではないことにご留意ください(本申込の受領にあわせて「系統連系開始予定日」を設定することにより買取価格が決定するとされていることから、機械的に「系統連系開始予定日」を設定しております)。
- ※2 既に運転開始までの工程調整が完了している場合をのぞき、本申込とは別に工程調整のためのご連絡をいただきますようお願いいたします。